

一般社団法人 東京都トラック協会 タンクトラック専門部会規約

昭和42年	9月 5日	制定
昭和51年	7月14日	一部改正（役員）
昭和56年	6月19日	一部改正（役員）
昭和63年	4月 1日	一部改正（部会・専門部会規程制定）
平成17年	7月20日	一部改正（役員）
平成25年	4月 1日	一部改正（東ト協の一般社団法人移行、構成）
令和 4年	7月25日	一部改正（役員）

第1章 総 則

（目的）

第 1 条 本会は、一般社団法人東京都トラック協会定款並びに専門部会規程にもとづき、タンクトラックによる運送事業の健全な発展を図るために必要な専門的事項に対処し、以って産業経済の発展並びに公共の福祉の増進に寄与するとともに、会員相互の親睦を図ることを目的とする。

（名称）

第 2 条 本会は、一般社団法人東京都トラック協会タンクトラック専門部会と称する。

（構成）

第 3 条 本会は、一般社団法人東京都トラック協会会員にして、タンクトラック関係の運送事業者を以って構成する。

2 前項の規定にかかわらず、部会長が必要と認めたときは、一般社団法人東京都トラック協会の会員でなくても、関東運輸局管内のトラック協会の会員であって、所属するトラック協会内にタンクトラック輸送事業者の組織がない場合は、当該組織が設立されるまでの間、本会に参加することができるものとする。

第2章 事 業

（事業）

第 4 条 本会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 適正運賃の確保に関する事項
- 2 事故防止に関する事項
- 3 交通及び消防法規に関する事項
- 4 輸送秩序の確立に関する事項
- 5 関係官庁及び荷主との折衝に関する事項

- 6 関係団体との連絡協調に関する事項
- 7 その他タンクトラック輸送に関する一切の事項

第3章 役員

(役員等)

第5条 本会に次の役員を置く。

専門部会長	1名
副専門部会長	若干名
委員	25名以内
監事	2名以内

2 本会に相談役及び顧問を置くことができる。

(役員を選任及び任期)

第6条 専門部会長、副専門部会長、委員及び監事は、総会において選任する。

- 2 役員任期は2ケ年とする。但し、再任を妨げない。
- 3 補欠で選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第7条 専門部会長は、本会を代表し、会の運営を統括する。

- 2 副専門部会長は、専門部会長を補佐し、専門部会長に事故あるときは、これを代理する。
- 3 委員は、本会の運営にあたる。
- 4 監事は、本会の経理を監査する。

第4章 会議

(会議)

第8条 会議は、総会及び委員会とする。

- 2 総会及び委員会は、専門部会長が招集し、議長となる。

(総会)

第9条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 通常総会は、事業年度終了後速やかに開催し、事業計画等を諮る。
- 3 臨時総会は、必要により随時開催する。

(総会に付議すべき事項)

第10条 次の事項は、総会の議決を経なければならない。

- 1 本規約の変更
- 2 役員を選任及び解任

- 3 事業報告及び収支決算の承認
- 4 事業計画及び収支予算の決定
- 5 部会費の額及びその徴収方法
- 6 その他必要と認めた事項

(総会の議決方法)

第11条 総会は、部会員の過半数の出席により成立し、議事は出席会員の過半数で決する。但し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員会の構成と議決方法)

第12条 委員会は、専門部会長、副専門部会長、委員及び監事を以って構成し、その構成員の過半数の出席を以って成立し、議事はその過半数を以って決する。但し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員会に付託すべき事項)

第13条 次の事項は委員会の議決を要する。

- 1 会務の執行に関する事項
- 2 総会の招集並びに総会に提出する議案
- 3 総会で委任された事項
- 4 本会関係の諸規程の制定及び変更に関する事項

(部会員外の出席)

第14条 専門部会長が必要と認めたときは、部会員外の関係者に対して会議への出席を求め、その説明を聴くことができる。

第5章 専門委員会

(専門委員会)

第15条 本会の事業達成に必要な専門的事項に対処するため、専門委員会を置くことができる。

第6章 特別負担金

(特別負担金)

第16条 部会費以外に本会の活動に特別の経費を必要とするときは、部会員から特別負担金を徴収することができる。

附 則

この規約の一部改正は、令和4年度通常総会開催の日から施行する。